



★諸手当の認定状況確認について★

年に1度の諸手当の認定状況確認の時期がやってまいりました。該当の先生方には、事務職員から書類等の提出依頼をしていると思います。期日までの提出をよろしくをお願いします。

どうして書類の提出が必要なの？

A 手当を受けるにはそれぞれ「認定要件」があります。その要件を満たしているかを確認するためです。

どうして毎年確認が必要なの？

A 認定時には認定要件を満たしていることを確認していますが、その後状態が変化することもあるので、定期的に確認する必要があります。

認定要件を満たしていなかったらどうなるの？

A さかのぼって、すでに支給された手当の返還を求められます。(5年前までさかのぼります)

提出書類等で何を認めているの？

諸手当の届出は先生方が行うものです。要件を満たしていても届出をしないと手当は支給されません。

諸手当の届出は、事実発生日から、15日以内に行う必要があります。過ぎると、翌月からの認定になります。

通勤手当

- ★自家用車を使用
通勤経路や通勤距離に変更がないか確認します。
- ★交通機関等を利用→「定期券」写し
認定通りに定期券を購入しているか、金額に変更はないか、定期券の期間が途切れていないかなどを確認します。

住居手当

- ・「家賃領収書」「契約書」写し
「領収書」の写しで、家賃を支払っているか、家賃額に変更はないかなどを確認します。認定時の契約期間が切れていたら「契約更新書類」の写し等で契約が更新されているか確認します。

扶養手当

- ・「全世帯員の所得証明書」
職員の所得が世帯の中で一番多いか、被扶養者の所得が年間130万円を超えていないか、同居しているかなどを確認します。
- ・「配偶者の給与明細書」等写し
他から扶養手当を受けていないか確認します。

単身赴任手当

- ・「住民票(全世帯員)」「配偶者等の住民票」
配偶者等との別居の状態が引き続いているか、単身で生活しているかなどを確認します。

取り上げた書類はごく一部ですが、こんなことを確認しているのどわかっていただけましたか？ 手当を受けるには、認定要件をすべて満たしている必要があります。不明な点は事務に相談するか県ホームページをご覧ください。

諸手当の詳しい資料は「やまぐち総合教育支援サイト」の「先生のページ」に掲載されています。
「山口県教育関係資料データベース」をクリック → 「教職員課」をクリック

★健康診断等のサービスについて★

H28.6.17 町教委に確認

検診種別		一次検診	(二次検診) 再検査・要精密検査	異常所見者要治療
町教委事業	定期健康診断 胃検診 (40歳以上) など	職務命令 (出張) →旅行命令簿に記入	職免 →休暇簿で申請 * 検診結果が判明するまでの受診に限る	年休・病休 →休暇簿で申請
互助会事業・共済組合	人間ドック ヘリカル CT 巡回検診 婦人検診 胃検診 (39歳以下) など	職免 →休暇簿で申請	職免 →休暇簿で申請 * 検診結果が判明するまでの受診に限る	年休・病休 →休暇簿で申請

* 上記の健康診断については、原則として勤務時間内に実施するものとし、業務に支障のない範囲において、受診及び往復に必要な時間について職務命令又は職務専念義務免除(職免)を承認することとする。
* 「メンタルヘルス研修会」「生活習慣病予防セミナー」「特定健康診査及び特定保健指導」は職免となります。

★休暇簿の記入について★

★1日の勤務時間は「7時間45分」
★休憩時間「45分」は勤務時間外。
★休暇は「1日・1時間」単位で取得可能
* 半日単位で取得できるケースもあります

(例) 39歳以下の職員が胃検診を受ける場合

決裁	校長	教	日時	出照勤簿合	請求等期日	請求者等印
	①	①	日時を省略をせず、すべて記入する		29年7月21日	①
休暇等間	8月8日	10時15分から	8月8日14時50分まで	日4時間	休暇等累計	
休暇等区分	1 年休	2 病休	3 特休	④ 職専免等	年休 4日5時間	時間
分	2から4までのうち必要な場合の理由等 胃検診				専免等	日4時間

・ 休暇時間は1時間未満は切り上げとなる。

～記入例の場合～

「10時15分～14時50分」休暇取得 → 「4時間35分」休暇を取得。
休憩時間(45分)を除く → 「4時間35分-45分=3時間50分」の取得となる。
1時間未満は切り上げる → 「4時間」の取得となる。

- ・ 訂正する場合は訂正箇所には二重線を引き、訂正印を押印し書き加える。
- ・ 休暇を取り消す場合は二重線または斜線を引き最終決裁者が印を押すなど、取り消したことを確認したことが分かるようにしておく。
- ・ 夏期厚生計画 (7/1～9/30の間に4日) は「職専免」です。

累計が8時間になったら、1日15分と記入

今年度も共済組合員に「セントコア山口」の「宿泊クーポン」が配布されました。組合員本人でなくても「2親等以内の家族」(扶養していなくても良い)であればクーポンが使えますので有効にご活用ください。

* 2親等以内・・・配偶者・親・子・兄弟・姉妹・祖父母・孫